

泰西國法論

第三卷  
第四卷

津田真一郎謹識未定稿



第三卷 各種の國體<sup>諸</sup>

第一篇 國制の總旨

第一章 國制と<sup>立</sup>國の體裁なり此體裁甚多般なりと雖其歸を要す

此ハ必竟唯二原體<sup>耳</sup>

甲<sup>レ</sup>多頭政治<sup>レ</sup>乙<sup>レ</sup>一頭政治

乙ハ一頭政治<sup>モナルレ</sup>又君主の國と云ふ

第二章 右二原體を本源として流派甚多し故多頭の國を一なり然

も其種類數種あり一頭の國も一なり然も其類亦數種

あり

第三章 加之右二原體の變形異相あり甚しきに至て本來立國の本



意本體より戻さる多頭の國あり一頭より國あり

第四章 變形異相の國より於ても其政府絶て通國の公益平安を圖ら

ず唯其威福を假りて其私欲を肆より私利を營む蓋此も所

謂政道より非<sup>て却て</sup>に暴虐無道<sup>ナラニ</sup>あり

第五章 神主の國<sup>テオカラチ</sup>と云ふ國あり國の主宰人よりあり

て神かり是自民主君主乃國と其本を異よりて別より一流の

國制多るが如し故に或説より之を別種の國制とす

第六章 然も共神主の國より於ても其主權を握る者も人よりて但陽

子神の名號を假り或も神子神孫と稱し或ハ神の代官名代

と稱する耳

第七章 神主の國<sup>ニ</sup>於て一人主權を領し或も多人政柄を執

る故に其國体を論して或も之を一頭の國と入るべし又之

を多頭の國とせざる

第八章 一種奇異の國制<sup>ヲ</sup>辨建<sup>ス</sup>の制<sup>ハ</sup>あり其

制の基く所を儼然タル一頭政治の國あり然もども其実は

多頭あり

第九章 更に又奇異の國体を盟邦<sup>ニ</sup>合<sup>ス</sup>る<sup>ニ</sup>如<sup>シ</sup>此も萬

國公法の論を合邦<sup>ニ</sup>譬<sup>ス</sup>へ<sup>テ</sup>日耳曼列國<sup>ヲ</sup>如<sup>シ</sup>此も萬

國公法の論を合邦<sup>ニ</sup>譬<sup>ス</sup>へ<sup>テ</sup>米利堅<sup>ノ</sup>合邦<sup>ヲ</sup>如<sup>シ</sup>此も萬國

衆邦合して一と成る者あり



第二篇多頭政治

第一章

多頭政治の國とは國家の主權一人の手に非ざるに其之を握て政柄を執る者全國民或は甲品位乙種類に在り或は唯の

み全國民或は品位種類に在る國を云ふ

第二章

多頭の國制を大別して二種とす

其一 平民政治

デモクラシー 又民主の國と稱す

其二 豪族政治

アリストクラシー

第三章

古今二種多頭の國制を合して一多頭の國と爲んと謀りし例

古今史中に見れば然る共未だ曾て其成功を見れば却て豪平

兩族互に國權を争ひ終り多頭の國制其跡を滅して止む耳

概をりし鮮<sup>鵝</sup>の利を占る者も不世出の英雄にして國遂に衰して君主の國と成る



第三篇 子民政治 民主の國

第一章 子民政治の本主意は全國民自政治を為はるに在り故に兒女病人等事理自然に政事を与るべからざる者も外に國民皆悉政事を関涉す

第二章 民主の國に於ては國民國の主權即君權を領し直に主權三種の作用を執行す制法政令司法是なり

第三章 律法を制し之を變下之を廢するは皆國民會合商議の上之を行ふ

第四章 國家の大事和戦を議し和約章程條約を定め戦備を設け文武官員を任ずる等他政令の事件も亦國民會議の上之を定む

第五章 罪人の吟味公事訴訟の起る度おとに牽引して法士を定め或は輪番に民中より之を任し之を裁断せしむ或は國民自會議して之を決す

第六章 國の大臣官員を即民の臣たり故に大臣國用の會計並に如置の陳辯を國民會議の前呈して其進退を任す

第七章 子民政治の利は國民自主自主の性と大に蓋惡の心を長し憂國の念愷々心と壯々たるあり

第八章 此國制に依附して離るべからざる大事あり古今歴史を觀て見るべし

第九章 國民會合商議の上之に於て事を決すと雖とも其実は全國民



非を議論其人多き方より従て変を故に議論其人少き方より  
括て之より従て之を得ず是亦一難なり

章 此害至て大なり請其故を告ん衆民誼意固より深謀遠慮あり

く唯目前の得失を見て遠大の利害を知らず故に口巧し  
して民を誘ふ者 デモゴグ の為めは屢誘する事ある

むなり

章 是より由て政事恒なるに朝令夕廢屢國家遠大の真利を失ふ

章 且大衆愚民概するに俊傑の士を精疑し遂に非常人豪傑の

徳望權威の下に沈む変を恒に恐懼して之を媚嫉を是亦其

患なり

章 故に有徳有材の君子も概するに國事を閑しは或を放逐せ

る或は自ら之を去る 昔雅子アリステスと云へる人

り 云ふ 何り其人至良至正故を以て逐れ

章 亦三の難義と純身する平民政治の國を動をせむを

大衆愚民の暴政 カソロカラ と成るに在り此を目前の利

を 速 去るを知らず且動をせむを暴政を以て其暴論を遂げ行ん

とに

章 亦五 平民政治の國其行果を遂に兵卒の天下に陥り或は由て以

て無限君國の路を開く 古羅馬の多頭政治衰して帝制とな

る 子於て見



六章

平民政治の國体を改革したる制度を國民其代官を民中より選挙して國家主權の執行ヲ託する者是なり但其選除或

と一定の條例を從ひ或を唯民の意を從て之を爲に北亞墨

合邦を律法を從ひ南亞墨利加の諸合邦を隨意に其大統領を廢除す

七章

此改革したる民主の國を於ては右に列舉する弊害純乎く

る平民政治の國より薄しと云ふべし然れども未だ全く除去せり

八章

平民政治の更に他の変体も國民其主權を時を限り或之際

九章

限なく一人或は數人ヲ依託する者是なり  
平民政治の變体上章に於ける如きを唯其名のみ民主の國と

謂べき事て其實之を一人に托せば一衆政治となる之

を數人に託せば寡族政治となる  
方今佛蘭西國猶民主の

若主の國なり  
名を在ると雖其実を



第四篇 豪族政治

章一 豪族政治の西名をアストカラチーと云ふ其本義を釋せ

む俊傑君子の政治と譯すべし

章二 若夫政体其名の本義を失ふれば國制中の至善なる者にて國民擇て此制を採るべき耳

然るに其此政治所謂明德天下の朋なる者の政治を非ぶ其

章三 是地貴く養育宜くして儀容を倣ひ文章を長ぐ實其威權

萬民を超越する者の政治あり故に之を譯して豪族政治と

云ふべし

豪族政治の由て生ずる所を或は異邦の人をして其出を奪ひ

章四 其民を屈服せしめしより来る英國の英皇利ザンズ北人の

或は同國民中の尤留に尤威力ある者なりて平民を統取せしより来る以て利荷蘭の昔時多頭政治の類也

豪族政治を概するは父子相傳の業より豪族一度大権を領

する後之を其子孫に傳ふ其黨私益の爲に極て必要なるを

章五 非されを決して新に外人を其黨中に入れざといふ

此の如く僅々數族國權を領し決して他人を其黨中に入れ

ざる弊極むる者是豪族政治の變体にして教人政治なり

章六 乃至一族政治子ボチスミスと云ふ

豪族政治を總て平民政治と相表裏に故に其好所の取るべ

章七

豪族政治を總て平民政治と相表裏に故に其好所の取るべ



きむ其人材あり智あり其政謀あり慮あり国内の事国外の  
事も既て一旦取極る定議を確守して朝暮も変換せざ  
るに在り

章八

爰を以て豪族政治の國を殆確として扱くべしを譬たり  
且能く寡を以て衆に敵を是其物なる小なると雖去其力大  
ちせむちり

章九

然るに豪族政治の弊も亦其古を守る事固牢にして総  
て新奇なる事を嫌ひ變通の道を知らざるに在り故に國運  
民歩生長の路を閉じ却て之を塞ぐ

章十

陳腐の政度を改革し舊弊の宿弊を除去し其を慢るに由

て制度最早時弊人情に恒に百弊輻湊遂に大乱を醸し國難  
覆して止む事

章十一

豪族の政治を概するに能く民を愛し惠政を行ひ  
豪族の政權を握る者も好て人と助け民を恤み民心を得人  
を敬せしむ人愛を敬む

章十二

然れ共其黨と平民の間は一大鴻溝を穿ち決して平民とあ  
はれ之を已が列に加て顯達之位に昇らしむる事を許し  
と云ふ

章十三

故に此政体の弊として平民の内從令才能膽力を並侮し大  
に國家に有用の材半を失はんと雖ども之を重用して國家の大和



新誌

洪益之與之しむる事を欲せざるなり

故に豪族政治の専主として心を尽す如し唯其私利耳但政

事を領する者数人の私利非として國中顯族一般の私利を

り國中一般の私利非を然と其通國の公益其黨一般の私利恰輔車

相俟つ此理を會する者も其私利の爲に能く通國の公益を

心掛くと雖も若夫兩利相闘ふ時を公を捨て私を取ら

分十五  
章

豪族政治の變体として尤賤むべき種類を國家政治一名多

錢翁の天にプリトカラチあり此も然として唯其黨一

己の私利のみを經營して恥は響聲歎く無き心下民を剥

蝕して憚らざると云ふ

第五篇一頭政治

モナルシイ

第一章

一頭政治とは國家の主權を一人の手に握り其三種の作

用制法政令司法を一人もて行ふ政体を云ふ

第二章

主頭即君主を必しも男子とするを要せしが又必しも男子を

以て例條とせしが婦人國家の主權を領する先縱<sup>蹤</sup>古今歴

史中其甚ど多く許多の國の朝綱を觀れも婦人亦大統領を

相續して主權を領するを得

第三章

一頭政治の本體を其主頭の名號に關係せず帝と云ひ王と

云ひ或を大公と稱し或を更し他の名目を用ゆるを以て必

しも其尊卑威權を別とせず唯其國自立自主の國ある事



を要する耳

第四 主頭の名號許多ありと雖人或も簡便の爲に一汎稱を

用て諸般の稱は易ふ君主 トヘレイン 或も君公 併英フランス獨ヒ記  
スト蘭ホルスト

是なり

第五 一頭政治の國を區別する方法二あり

甲も 君主即位の權を得る形状も因り

乙も 君主君權を操り君權を行ふ方法も因て之

其稱を區別す

第六 君主即位の權を得る由縁二あり

一も推舉

二も跡目相續

巨 鈕

第七 王侯薨逝し或も位を謝するも當りて國民或も詐室頭族

集て新君を推舉す是疇昔諸國誌中東北歐羅巴諸列の  
常例なりと

第八 是其主意國家の君主と成り主權を操る人として恒も其人

を得其位は稱しめんか為なり

第九 然れ共今其跡を尋れを實を唯流弊耳多しとす推舉も

違ひし君主を概するも殆當時威勢を得る國黨の本主

も等しく且選舉の間毎も百般の陽も言も可らざる幽

暗陰微の事多く賄賂公行し朋黨鬭争し終り外國



とて國事は関らるゝむるに至る

此風を波瀾ハハと行水ハなり其國史も参考すべし

第十 諸國共ニ概するは推舉の制漸く廢れて跡目相續の國

と成りき初を唯何と無く相續せし後を第目と成りたり

第十 跡目相續の君國も君主薨逝或も其位を退くは當て其子

若くも孫或も其筋目其血族より從て大統領を繼ぐ國なり

第十 跡目相續は二様あり

甲を 跡目相續を以て君家の私物とす

乙を 跡目相續を以て國家の公義とす

第十 跡目相續を以て君家の私物とする國は於ても國家の主權

も君主の私物とす故も君主薨逝する時を國家の主權

君主所持の諸物諸權と同しく轉じて筋目より跡目の人

の有と成る又其遺詔遺言より由て或も之を變換し得

第十 加之尋常の遺物を其筋目の人より配分する如く君主其國

を數分して其數子より與へ得と云ふ

第十 跡目相續を以て君主の私物とするは元來君主の道は悖

り國其國の本義を失ひ絶て國祚長久なるべき道理也

故も飽まで之を駁し務て之を廢すべし

第十 跡目相續を以て國家の公義とする國は於ても継嗣を

定るも專國の爲より朝憲治安條規 フランスナールケサンキチン

等國內公法の條例は豫じめ継統の序次を掲記し決して



變換すべからず故に君主所持の私物を承る例と全く別義に屬す

第十 七章

然れ共父子相傳の君國の制も亦其弊ありと云ふべからず就中顯然なる弊二あり

第一 繼統の豫め定まるを以て其人の才不才

徳不徳を論せず悉大位に登るは在り

第二 外國君主の家本國の君家と因親あるは由

て外國の君亦本國の位に即くべき事あり

是なり

第十 八章

然れ共此害推擧の害に比すれば小なり且必しも跡目相

續の弊を除去する良法無しと云ふべからず

幼王或を狂疾の君位に在る時

摂政の官を置くべし外國君主の登位を防ぐは

第十 九章

君主權を操持する方法は從て君國を別て三等と為す

第一 無量君威の國 無量 デスポチー

第二 無限の君國 主の アウトカラチー アブソリュートモナルチー

第三 有限の君國 主の モナルシークラムペレー佛  
ケテムペルデモナルチー蘭

第十 十章

無量なり臣民皆其僕隸奴子より更に權利を有せず

君主其臣民の生殺與奪の權を擅し臣民の生命貨

物力作安逸悉皆君主の有なり君主其主權を領す



るも天下の為は非ず一人の私を肆よせんが為なり若し  
是君主の異相變形なり

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

第一章

無上君威の國無量立國の本意本體は悖る事恰黑白氷炭の相  
反するが如く故に力を極て之を廢すべし

第二章

無限の君國は於ては唯君一人政治を操持し其所見は從て  
萬事を交理して人の謀を聞き人の可否献替助力を要せず  
共可かり百僚官負皆君主一人の臣僕として會計行事の陳  
理皆之を君主に呈す

第三章

文教僅は開け道理未天下は昭明からむる國は於ては無限  
君國の制適當なるべし若夫通國文明煥發人々得て天下の  
利害得失を辨論するに至ると君威殺滅固其分あり若夫強  
て之を保んと欲せば君其君たる事難かるべし



第四章 無限の君國に於ては國內國外の政事一切見識定らざる人

の一心に關涉し且後主の心屢先主の意と違ふ故に此制以て其國を危くするに足る

第五章

此制君主の身を取て甚危し其故も國家の事一切君主一人の關係す故に妖孽を臻るの秋に當てて怨の歸する所

獨一人の身は止れをかり國民禍を轉し福と成人と欲する情甚切かる時を動すれを國の大變を醸し或も其位を廢し

或も其命を殞すに足ると云ふ 俄羅斯概するは令終を保す其故は在り

第六章

有限の國とし君主の主權を行事の上は於て限制する國を

云ふ

第七章

限制の度大に多端其法一からず

第八章

限制の由来する所左の如し

第一 太古國民の風俗慣習より来る

第二 昔時封建の制度の條規より来る

第三 君主主權を領する時の議定盟約より来る

第四 朝憲 コンスティテューション の條規より来る蓋此條規中に君

第九章

此限制或も主權の全体所謂制法政令司法の三体に涉り或

は唯其一分に止る

第十章

有限君國の制を各種國制の善所を集て之を取り各種政体



第卅一章

固有の弊害大抵除去して殆患る所少く  
此國割優の民政の長所人々自立自主の心を長く氣力を壯  
よする地を餘し豪族政治の住所謀慮遠くキ智深き所あり  
て一頭政治固有の國力強き所を兼ね蓋國力の強き國一  
君主の總攝す故に國力合一あるあり  
政治常なく朝暮變換し易き民政の弊あり規模局小し  
て平民の賢才を用す其黨の私欲を主とする豪族政治の  
弊あり國家の動搖を起し變亂を醸す無限君國の弊あり  
有限君主の國制と右三弊の豫防頗密ありと云ふ

第卅二章

第六篇 藉土の制  
ハウターレモナルレーンヌラルセル蘭  
第一 藉土の制度を其設施巧かりと謂ふべし然れ六唯文教半明  
かる國は於てのみ得て行るべき制度あり

第卅三章

藉土の制を鉅邦大國を一權威の下に統一し其分崩離析を  
防ぎ節制を謂ふべし

第卅四章

藉土の國は於ては君主を國內に在る所諸物一切統轄の君  
主として獨統取主宰の威權を擅するのみならず國土亦  
其所有に屬す是を藉土の義とす

第卅五章

藉土の制を君主其主宰の權治民の業及び其土地の一分を  
割て之を其家人に貸借し一時之を有ち之を用ひしむるあり



此家人を藉臣ハカル英佛と稱し君主を藉君佛と稱し

と稱し君臣義定まる臣の義も忠敬を致し平時君の謀議

参り事ある時も兵を率ゐて軍に從ふ是なり

第五 藉臣又其藉地の一分を割て他人に貸着す然る時も此人即

其藉臣にして之を下藉臣と稱して其藉君は別の君臣の分

義忠敬兵役を致す可き事同様なり

第六 藉臣も其假藉の地を有し田戸を管制し田戸をして其田

を耕種をせしめ其利を収む

第七 藉臣も田戸を保護し若夫田戸極て困窮する時之を救助

すべし田戸を身をもつて藉兵兵役田獵及び他の需用を供

すべし

第八 藉臣其藉土を子孫に傳ふるも立制の本意よりす然れ共何

時より慣習と成り子孫に傳ふる事とも成りぬ加之兄弟若

くも其子孫或も其女子より傳ふるも至れり男子傳ふるを

女子傳ふるを 藉と稱す

第九 藉臣藉土の外に自己所有の土地アルを領す此も藉土の制

の外なり故に世の常法即私法に従て之を隨意に用ひ之を

典に之を賣り或も其子孫數分與して可なり

第十 藉土の制も其本國家の公益民利を主とせず但君主の威權

を支分する耳故に永久に堪ふべからざる制なりといふ



第十章 此制遂は鉅室頭族下民を凌虐する具と成れり蓋民の主宰

一 所の君權鉅室頭族之を假て專らすれをかり

第二章 藉土の弊も君主も力て藉君の威權を保守し且之を弘大し

為人事を欲し藉臣も敢其所務の義を遁れ人事を欲し此制

の行るゝ所何の國を論せず後唯藉君藉臣互の争鬪のみ

と成とす

第三章 此争鬪の由て生ずる由縁主として藉臣其藉土を世々其子

孫に傳ふるに在り蓋藉田由て藉土を其私有と成し終は自

立自主の國と成し其子孫をして眞の君主と爲人と欲する

に在り

第四章 此の如き争鬪の後殊は歐羅巴洲中藉土の制遂は絶亡し

り然れ共其跡二様あり迥に異なりとす

第五章 一はも雄藩強臣幸にして遂は藉君の統馭を脱れ別は獨立

自主の國を成し自君王と成りたり 日耳曼列國 是あり

第六章 一はも君主藉臣の權利威福を奪ひ藉臣を平民と成し藉土

を尋常民法の土地と成す事を得たり 佛朗西國 是あり

第七章 故は藉土の國或は群雄割據の數國と成り或は君主許多の

藉土を統合して一大無限の君國を成しとす



第七篇盟邦合邦

第一章

若干自立自主の國其公共の利の爲に永久の盟合を爲す爰  
屢史中に見ゆ蓋國內公法を以て論すべきと國外公法を以  
て論すべきとの差あり

第二章

此盟合の主意汎よして一事に限らず永續無窮よして時を  
限らず且其國々彼此の權義廣く且其定分頗密かり是萬國  
公法は所謂尋常連合と異なる由縁かり

第三章

右の如く親密ある盟合を別て二とす  
甲 盟邦

乙 盟合邦



第四章 盟邦の連合を專萬國公法に論すべき連合の體裁あり 日耳曼連

合の如く

第五章 盟邦の列は入りしる諸國共は自立自主の權全く萬事の處

置總て自由自在あり但盟邦章程は明は之を禁止する者も

自別論あり 此の對するは且其或合國を以て是國

第六章 盟邦連合の主意を第一同盟諸國互は相保護し外敵の侮を

禦ぐは在り次は互は公共の利を長し永久は友愛の交際を

保ち其條規を正しくするは在り 因水公法を以

第七章 盟邦の政令も或は同盟列國より派送する所の全權使節の

常在集會之を司り 方今日耳曼盟邦の如く公使會 或は盟邦 集の地 佛の佛は在り

昔時獨遠帝の如く

第八章 其國一民種よりして互は其利害得失を同しする諸國は取

ても盟邦の連結殊は大裨益ありと謂ふべし

第九章 然るは事あるは當ても各公使宜しく盟邦通國の利害得失

を高議通考すべし故は決議處置屢緩慢は失は恒は機會は

後れ其力以て外敵の侵襲を防ぐは且らずと云ふ

第十章 盟邦中の小國も勢恒は大国は壓せらる若夫事小國の不利

あるは或ありく雖大国之を強ふれを小國止むをを得ず枉て

其意は從ふ是盟邦連結の大害あり 合衆國の條を以て

第十一章 合邦の連合を專國法論に論すべき連結の體裁あり 北亞墨 利加及







第六章 第十 境域廣大なる國は於て通國の通利を増益し兼て列

邦特別の利益を増長する為を合邦の連結其宜しき

は慥たりとす爰を以て合邦の連結と國を富し兵を強

うするに至便の制と謂ふや 米利堅合邦を  
觀て知るべし

第七章 第十 然れ共此通國の通利と列邦特別の利と動ぬすれを其

平均を失ひ易し其故を列邦其特別の利を視る事通國

の利を視るより大なるを有し爰を以て合邦の連結亦て國

變内亂分争の故となり易しといふ

第八章 第十 右の如き内亂騷擾の末國或も分裂 南亞墨利加  
の合邦是なり 或も一部

の民他部の民を制服す 北亞墨利加の  
合邦是なり

### 第八篇國の區分

第一章 至小の國は非れや各國大抵其國を區分す府省州郡縣邑圖 閩

村等區分の方法名目一様ならず

第二章 右區分の由來亦一ならず或も舊自立の數小國あり其を合

併して一大國と成せしは由り或も國新し疆域を開拓する

は由り或も國天然の境界 河海  
山川 由て自分れて數部と成り

は由るといふ

第三章 國の政令を施し財用を理るは當て百事規矩は就か為或も

司法等管轄の法を定むる為或も國內各部各所固有の利得

を大にする為は殊更は人為の區分を為す事多しといふ 佛  
朗



西米利堅  
の如し

第四 此區分中の尤緊要なる者も其最小なる者もして都邑是か

り之と平府獨コ言ナウテ英コムニチと稱す獨ゲメニテ蘭ゲメニテ

第五 平府も其地は固有にして他は關涉せざる利害得失あり但

平府も小にして國家の一小部分なりと雖宜しく國家の利

害得失と同様は深く心をを用ひ厚く意を留むべし

第六 平府として大に府中の利益を成長せしむる為は自其固有

の制法政令を設るを要すべし且國稅の外は平府自己の稅

あり國家の所有の外は平府所有の物ありて自其出入等の

財用を經理すべし

第七 平府自王の權も通國の害と成るは非るより外は務て之と

敬重保護すべし國の由て以て富強を致す由縁も專平府の

蕃盛は在りと知るべし

第八 州郡府省等自立の權強きは過ると營其益寡を耳ならず動

もすれむ通國の一致を敗り却て其害ありといふ

第九 蓋其害盟邦合邦の害と同一と云ふ(唐の藩鎮是を)

第十 故に州郡府省等制法政令理財の權も通國大政府の管轄に

屬する事平府は比するは更は嚴あるべし







稱して有制君國と云ふ

第四 晩近文明の諸國も右有制君國の機見えしを既より久しき

夏ありといふ 西班牙佛朗西を祖とす

第五 然れ共有制の國體數百年の歳月を経て漸々徐々よ其完備

よ至りて獨英吉利國を然りとす

第六 歐羅巴大陸に於ては佛朗西國學士孟得斯答ル<sup>モンテスキュー</sup>一サ上等主

として其説を唱へしより因り千七百八十九年佛國變亂の

機會に乗じ諸國共よ諸民一時騷然として蜂起し俄に國制

を變じて有制の君國を成ししといふ

第四卷 共和主義の大意

第二篇 根本律法即國制 朝綱 朝憲

第一章 根本律法は國中至高の律法にして由りて有制國法の根本

を確定して之を明細にする由縁あり

第二章 根本律法を唯國制の綱領を含む其詳あるを各箇制度の

律法 オルガニケウエッテン 中よ具す

第三章 此綱領の條を分て二種とす

甲 國家住民雙方權義の正分

乙 國制

第四章 有制の諸國は於て根本律法を一大憲法として之を制す

時に當りて極て心を用ひ意を留て之を定め盛禮大儀を設



て之を公告し各局諸司誓うて其永久に守るべきを定む故  
に根本律法中に條例あり其速に變ずべからざる由を掲ぐ  
第五 獨英國に於ても其國制を根本律法に集成せしむ各箇の

律法中に特記す故に國制の立つや一時の夏もあらず積年  
數法の致す所あり故に絶えず恒に常例の制法に由て其不足  
を補ひ其陳布を改むとす

第三篇根本律法中に定むる所國家住民雙方の權義

第一章 國法論の總旨に等しく根本律法の條例を總攝し左の

如し蓋し根本律法に於て

第一 國家に對して住民有する所の諸權

第二 國民の公權即都人士權

第三 國家に對して住民の務むべき義

第二章 住民の國家に對して有する所の諸權を根本律法に記載經

理保証を其詳略精麗を其國其時の狀態に因て一概に論じ

難しとす 譬を英國に於て會合の權自由自在あり故に此支

衆人の皆知る所にして律法中に記するに及ば然  
と大陸に於ても佛國の律法に之を禁ずるを以て之を  
許す國に於ても其由を律法中に断るを要する類あり

第三章 右住民の諸權を明白に律法中に掲記せしむる國家之を認

め之を敬むる恐ある國に於ても根本律法中の的確明細

ある條例を含むべし



第四 國民の公權を根本律法中明細に掲記すべし是國の制度

と相關する事甚密を以てあり

第五 尤綿密に記載すべしと總國或は郡邑等の代民辯議を推挙

し及び代民辯議を選舉せしむる條例あり此條例之を選舉法

と稱す

第六 住民の國家に對して務むべき義も綿密に根本律法内に掲

示すべし

第一 國家の住民に對して有する所の諸權を指示す

第二

第二 右國家の權の分量を定め國家の私を制し得

特恩特准を與ふるを防止且其威福を擅せしめ

ざるべし

第四篇根本律法中國制の條例

第一 國制を經理する條例を根本律法中尤多く尤繁に條例あり

第一に注目すべしを國制の定めて其國多頭政治或は一

頭政治ある由を述べ且若夫國一頭政治あるを継統の序次

を定むべし

第三 此他國の主權を握り其三作用制法政令司法の權を執る人

且之を握り之を執る由縁の約束を根本律法中に定むべし

第四 國の政令理財及び國家の用心を要する特別の國事其綱要



第五 其目左の如し  
第一 通國政令の制度

第二 州郡邑等政令の制度

第三 收納國用費用國債の經理

第四 教法教育小學濟貧産業兼攝地水利道橋等有  
益事件の經綸但此諸件不就<sub>て</sub>も宜しく國家の

注意を要すべし分量定る故よ其分量内よ止る

と知る

第六 上章四件の條例根本律法よ載る者之を二種よ別つ

第七 第一よ先政令理財及び多般有益事件注意の體裁を定む

第八 第二よ君主の私を學み正政令の善からざるを防ぐ爲の保

証を與ふ但政令の惡<sub>き</sub>を殊<sub>或は</sub>更よ惡を爲すあり或も君主

其政令を怠るよ由るこ知るべし

第九 保証を與ふるよ二方あり

甲 國中の威權をして互よ相制し其勢均しく何まの

方よもあま私を營む莫能ざる様よ通國の制度を

立るかり

乙 政令理財を善ありしむる爲よ特別の保証を揭示

するかり



第五篇定律の國制威權の平均

第一章 見今定律國法の要旨を國中よ威權の平均得せしめて威權

を握る者の其威福を張るを禁ず人々自主の業及權利并よ  
國家の公益を保護するに在り

第二章 右の要旨を達するが爲よ定律の國法よ從て制法政令司法  
の三權を分ち政令を以て制法の下よ立しめ司法を自立自  
治の法士に託す

第三章 右の要旨を達するが爲よ定律國法よ於て殊よ留意すべし  
も國の頭主たる政府よ茲て代民總會を置を制法の權を介

ち政令を糾彈せしむるに在り

第四章 代民總會を獨政府の輔弼參謀を以て其任とせず自其所見  
よ任せて事を議し事を決し事を行ふと云ふ

第五章 代民總會よ出る人を宰相の如く國君の臣よ非す故よ必し  
も其命よ恭順するを要せず但し之を任する者國民ふれども  
あり

第六章 代民總會の人をも亦法士の如く唯法是守る可き官吏よ非ず  
彼等自國君と與よ法の善惡を議し之を定むるあり

第七章 有制國法よ據れを國內よ二箇自立の權威あり匹敵並立す政  
府代民總會是あり是此二體同心一致して以て國家の大益



を長せしめんが為あり

第八 此の如く自立の二體並立する時を二體相激し互に隙を生ずる患ひ殆前知す可し故に此患を豫防する具無くを有るべからず

豫防の具左の如し

第九 豫防の具左の如し

第一 宰相の負荷辨解

佛リーボンサビリテリ 英エセレブル子シ 獨ルアントウオルトツグカイト 蘭ルアトウオルトツグカイト

第二 代民總會考察糾弾の權

第三 代民總會呈議の權

第四 代民總會を二分し別て二房とする事

第五 代民總會を開閉する權政府に在り

第六 代民總會を遣歸する權政府に在り

第十 宰相の負荷辨解殊に國事を負荷し國事を辨解する力由て

以て政府と代民總會の共々一致を長するに足る

第十一 此外有制の君國に於て宰相國事を負荷する裨益を就中由

て以て政府をして根本律法の條例に準據して政令を行

むるにあり

宰相の負荷辨解は三種あり一を刑律辨解と云ふ若夫宰相其負荷の事し就き詰問を受け之を辨解する能はざる時を刑律の條例に準じ其罪を處せらるるあり二を私法の辨解と云ふ若夫私法の條例に就き詰問を受け辨解する能ざる時を私法の條例に準じ其罪を處せらるるあり三を總會の辨解又國事の負荷或を公法の辨解と云ふ是を國運の盛衰等に就て詰問を受け其故を辨解するを云ふ

第十 代民總會考察糾弾の權を宰相の負荷辨解と關係甚密あり

蓋之を負荷辨解する者を宰相として之を考察糾弾する者



も代民總會あり

第三章 考察糾弾の權と恒に政府の行事を考察し其是非得失を

公然として難論し國家の大事事件は詢て宰相の解明を請

ひ 但宰相之を顯告して國家の為に不利なりと思ふ時を黙して之  
を告す後日は其故を解明して可なり」といふ

律法の通行政令の得失國家の情状等を糾弾する權を

いふ 荷蘭は於ては此權特に第二房の專權なり 糾弾使を第二房  
中八九名を推擧す 英國は於て更に多人數を推擧すといふ

蓋し糾弾使の召ぶ所を  
國民絶て之を辭すべからず

第四章 呈議の權  
イニアチーフを代民總會國家の為に利ありと

思ふ事を政府に奏呈献白する權あり

第五章 此權を行ふは二様あり

其一 奏書を國君に呈して國家の利害得失を丁寧深

切に政府に報告す

其二 律法を制すべく或は之を變革すべき時は當て

政府之を欲せず或は之を慢る時は律法の文案を

呈す

第六章 呈議の權  
呈議の權と切に相關渉す 呈議の權とて政府草す

る所律法の文案を代民總會披閱して之を改正する權あり

是亦第二房  
の特權あり

第七章 代民總會を二房或は二局に分つを緊要ありとす其故を律

法の草案を丁寧反復探討せしめ代民總會過て政府に抵抗



するを防ぎ且都て國家重大の事件を行ふに當て思慮綿密  
を行ふしむる為に二局に分つを便とすねをあり

第八章代民總會を二局に分つ國に於て二局の制度職掌威權概す  
るに小異ありとす 概するに第二房の職掌威權第一房より大  
ありとす唯英國に於てのみ殆相同しと  
いふ然れども財政に關  
る權も下房の特權あり

第九章代民總會開閉の權を政府宜しく之を操持すべし是代民總  
會其威福を張り遂に永任の議政官と成るに至らしめざる  
を為あり

第十章政府右代民總會開閉の權を奇貨とし代民總會を廢し獨其  
威福を擅するを防く爲に代民總會の必會合すべき常例

時限を根本律法に確定する事必要あり

第十一章代民總會を謝する權を政府一房或は兩房の代民辨議を悉  
く廢し謝し遣す權あり但然る時を國民更に新代辨を選舉  
すべし

第十二章政府代民總會と議論相反し相和すべし其間隙を生し  
由て國家に平安を避け通國の公益を害する事あり是政府  
豫て代民總會を謝する權を有すべき由縁あり

第十三章故に代民總會を謝するを其理政府民に其代民總會との議  
論を訟ふるに等し蓋國民新に代民辨議を選舉して其判断  
を為す 若夫民悉く舊代民辨議を再選する時を政府利を失  
ふと知るべし若夫新選の人悉く舊代民總會の列と異



ある時を政府利を得しりと知るべし

第廿四章 若夫先任の代民總會國民の望を失ひ其用は協する事明白

ある事なきもあらず斯る時を政府代民總會を謝する

權有用ありとす此事英國の時々は是あり其故を英の代民總會の期限七年にして其人復時情は協する

事あり

第廿五章 然れとも上章代民總會を謝するを要する事を代民總會推

擧の法を善くせそ殆無用に至るべし其法代民總會推擧の

時を別て二として折半を甲の年は推擧せられ折半を乙の年

は選舉せしむるあり

### 第六篇政令理財を善くしむる特別の保証

第一章 根本律法は由て政府と代民總會威權の平均を調へ人々自

主の權を初として一切の權利平安を守護すと雖も猶未足

らざる所あり蓋政令の不善を防ぎ國家の公益を保護する

事實は緊要あり

第二章 政令を終始政府の特權あるべし此特權を是有制國法論の

認て善とする所あり故に代民總會政令理財の事を以て直

は自任するを許さる所あり

第三章 右の如く政令を根本律法等諸律法は定むる所の條例は準

據して獨政府の專とする所ありとも終始代民總會或を他



自立公局の監視に從ふへし

第四 右の如く終始政令を監視して實に止むべき事あるを為すを宜

しく其制度あるへし有制國法の定むる所左の如し

第一 政府所務の義として其行事國の形勢及び大利

害に關する事件を告知すべき事

第二 宰相國事を負荷する事

第三 財政を兼て出さざる本年費用の積書通りを行

ひ翌年其會計辨解を指出すべき事

第七篇政府の告知

佛、エ、ポ、ル、英、エ、コ、ウ、ン、ト、獨、ベ、リ、グ、ト、蘭、フ、ル、ス、ラ、グ

第二章 代民總會へ政府より為す所の告知と通特の二種あり

第二章 通種の告知も就中國の状勢を多少詳密に告るべし此は有

制諸國の慣習として毎歲代民總會を開く日は當て君主自

代民總會に告る例あり佛、ゲ、イ、ク、ル、蘭、ト、ロ、ン、レ、デ、獨、ト、ロ、ン、レ、デ、是、は、り

第三章 特種の告知も根本律法の條例に從ひ或も然無きも時勢之

を要するに從ひ國家の大利害に涉る事件を口上或も書付

みて演述するをいふ兼、攝、地、學、校、濟、貧、貸、幣、等

第四章 右の告知も因て代民總會政令の得失國事の是非を論辨す

る手續を得是政府の告知を要する由縁あり







を任し之を免する所國家の君主なり 此は多頭政治一頭政治有制君國無制君國

第四章 然れ共有限君國の定論は從て宰相其自己の所行及政府の

執計ひよ就て代民總會の詰問を辨解を為すべし

第五章 有限君國の論は於て宰相の辨解を對して概するは君主の

詰問すべからず辱むべからずとす

第六章 君主も躬自主權を領し或も之を其身に表し其位至高なり

故に絶て之を罪すべからず又之を疑ふべからず是君主の

得て詰問すべからず辱むべからざる由縁なり 佛國の於

國民の主權に代る但其朝綱に據れんは皇帝得て詰問すべし

第七章 若夫君主其無道の所行并は政事の過失に就て自詰問を受

け辨解を為すべし時て國君を敬重する道欵けぬべく其君

主の上は君主の所行を裁判する更は一權位を尚ふるに等

しく不都合ある事なり

第八章 宰相代民總會の詰問を受け辨解を為すは三種あり

第一詰問辨解刑法に關係す

第二詰問辨解私法に關係す

第三詰問辨解專代民總會に關係す

第九章 若夫宰相根本律法に背き又他の律法を犯し律法を擧行し

可きは殊更に其當務を怠慢し或も國家を危くする所行あり



るや或も其分は踰て威福を張る時其詰問解刑法は關係  
すといふ蓋解する能ざる時其刑其身は加ざるなり

第十 詰問解刑法は關係する時其宰相は對して私欲愛憎恨  
等の情絶て其間を行れざるべし

第一章 詰問解の分界は精密は律法は掲記すべし故に律法は明  
白は其罰すべしを定る箇條は非れを絶て之を罪科怠務と  
して之を詰問すべからざる律法又各箇所行は就て有罪宰相  
の蒙るべき刑罰を明白に指示すべし刑律

第二章 罪状の吟味或は君主之を為し或は代民總會之を為す其間  
罪の仕方と確定の法律は從ひ吟味を受る宰相は飽はて解

解して自守る路を與ふべし

第三章 裁決を國內至高の法衙或は律法は揭示する所臨時特置の  
法門に託すべし 和蘭は於て至高法衙英吉利は於て宰相の司る所なり

第四章 君主特赦停問措不問の權を有すと雖宰相罪あり人な訟へ  
られ或も其當刑の裁決既に定る上も代民總會許諾するよ

非れも君主擅に特赦停問措不問の權を行ふ事能はず

第五章 詰問解私法は關係すと宰相不正の執計は由て國家  
の損害を引起し宰相詰問を解する能ざる時其私財を

以て國家の損害を償ふを云ふ

第六章 詰問解私法は關係する事件詰問する所の人並に其問方



又裁法と為す法士に至る迄明白に律法上之を指示すべし

第十 詰問辨解專代民總會は關係する者と其體とを禮教の論

に屬して其事其用律法の條例は因て釐正し難し由り

第十 此詰問辨解を代民總會終始政府の行事を監視し其呈議糾

弾并宰相の疑しき事の解明を要する權中に行ると知

るべし

第十 到底代民總會宰相の行事或は政事の取計方は就て宰相と

論駁し宰相之と辨解する能されし其職を退くは在り

第九篇國家の財政をして宜しきを得せしむる為め保証

第一章 國家の財政も政令の一科として宜しく政府之を司り代民

總會として之と與りめざるべし

第二章 然れ共代民總會宜しく之を監視すべし是政府財政を司り

て廉平儉約且國家の歳入理は當り辨解容易にして歳費其

道は恆に極て國家の洪益を供せんが為なり

第三章 代民總會の由て以て財政を監視する所の具二あり

甲 積書 佛ビロシエー 英ブトゼット 獨ブトゲント 蘭ベコローチング

乙 會計辨解

第四章 積書は前年より豫會計する所本年出費の積書として兼て

以て其費用と出す所の道と指示すべし 蘭は於ては平年の通うは第一月一日



より第十二月三十一日迄の費用を算す然るは英の如く  
今年第四月五日より來年第四月四日迄を積書の一年と定  
むる  
云々

第五 積書を其時より方りて代民總會に附與代民總會として逐一

之を検査せしむべし代民總會之を許諾する時は律法の體

に倣して之を政府に送る之を積書の律と稱す佛國は於ては

府積書を總  
會に送る云々

第六 出費の積書は各局各部費用の常額を記す但其至多の界限を

確定すべし

第七 各局各部其常額至多の限を越へらば若夫臨時の費用

其常額至多の限を越へる事ある時も更に代民總會の許

諾を要すべし加之積書中甲の事は定めらるる費用を以てし

の出費を充る事亦代民總會の明許を得れば爲すべし

之を書替と云ふ

第八 收納に豫不易の常額を定め難し收納を得る道多端ありと

雖其重立する者は税銀より税銀を實は其額を前定し難し

者あり

第九 故に積書中より唯收納の大略を積り且某々の税銀某々の

入銀を以て某々の費用を充るべしを記する耳

第十 國債を約し或も之を税し或も彼此の國債を交換する事亦

代民總會の明許を要す



第一章 積書の本年終る時、政書其費用の會計と辨解と代議總會

第二章 會計辨解を由て宜しく左の四件明亮あるべし

第一 各局各部各事の出費實は積書に記したる額を超過し得ず

第二 出費實は有用の國事は供し且有來の典令に悖らざる事

第三 收納の取立相當にして國家其威權を振ふる事

第四 國家一切收納の受取方の辨解相當なる事

第三章 右會計の検査極て綿密にして極て瑣細の出費收納迄相應

第四章 然れ共此の如く極て瑣細の出費收納に至る迄會計の検査を精密を為す事と代議總會の得て能くする所は非ず

第五章 故に通例此査檢を専務とする所の特別の國會あり會計局

佛ラクシコムト 英ホールドオフコントロル 蘭レーケンカームル 是あり

第六章 會計局の人々國家の官吏あり然れ共其官務を行ふに當り毫も政府に關係せず自其職を治る事法士は同しく且其官

第七章 會計局の所掌概するは左の如し



第一 各種の出費を積書并見に行き、國家の號令との比較して其之を合すると否とを觀る

第二 諸出費領票の証す可き有ると否とを觀る

第三 收納受取方の辨解當れりと否とを察す

第四 官地及び國家所持の物并倉庫武庫中に見

在せる品物を監視す

第五 國債の管轄を監視す

第十 財利の管轄は愈紀率を立滋節儉を長ずる方ある時も何事

は拘らず之を政府は告知しむべし是亦會計局の得て為す

心之所かり

第九 會計局右の如く検査して得る所の議論を記し政府の會計

辨解と共に之を代民總會に送る

第二 代民總會政府の辨解を會計局の告知と比較し之を是と

許諾する時始て會計大成するなり然る時を律法として以


て其大成を定む



第一 各種の法律を制定するに當りては、先づ行政の機關を  
合し、此の法律を制定するに當りては、先づ行政の機關を  
第二 諸官の職務を定むるに當りては、先づ行政の機關を  
其大層に於て、先づ行政の機關を定むるに當りては、先づ行政の機關を  
精進を要し、先づ行政の機關を定むるに當りては、先づ行政の機關を  
十章 行政の機關を定むるに當りては、先づ行政の機關を定むるに當りては、先づ行政の機關を  
第二 行政の機關を定むるに當りては、先づ行政の機關を定むるに當りては、先づ行政の機關を







国立国会図書館

泰西国法論 第三卷第四卷 津田真道関係文書8

